

会議の要旨（議事録）

会議の名称	令和2年度 第1回 鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開催日時	令和2年8月20日（木） 午後1時30分～	開催場所	鳥栖市役所 3階大会議室
出席者数	委員 16人（欠席 0人） 事務局 3人	傍聴人数	0人
議題	(1) 令和元年度鳥栖市国民健康保険の現状について (2) 鳥栖市国民健康保険特別会計令和元年度決算及び令和2年度 予算について (3) その他 県内 20 市町で協議していることについて		
配布資料	令和2年度 第1回 鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会資料		
所管課	（課名）国保年金課                      （電話番号） 85 - 3582		

令和2年度 第1回鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

会 長	議題の1「令和元年度鳥栖市国民健康保険の現状について」、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	「(1) 令和元年度鳥栖市国民健康保険の現状について」説明
会 長	ただいま、事務局から説明がありました、「令和元年度鳥栖市国民健康保険の現状について」、どなたか、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
	質疑意見なし
会 長	ないようですので、次に議題「(2) 鳥栖市国民健康保険特別会計令和元年度決算及び令和2年度予算について」、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	「(2) 鳥栖市国民健康保険特別会計令和元年度決算及び令和2年度予算について」説明
会 長	ただいま、事務局から説明がありました、「(2) 鳥栖市国民健康保険特別会計令和元年度決算及び令和2年度予算について」、どなたか、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
保険医代表 及び保険薬剤師代表	6ページが一番上の総務費について、10.3%の伸び、その前の年も4ページにあるが、9.1%の伸びとなっています。大きな伸びだと思えますが主に何が理由ですか。
事 務 局	総務費の増については、オンライン資格確認システムとあって、マイナンバーカードが保険証として使えるようになります。そのためシステムを改修する必要がありましたので、この改修に関する費用の増額が主な要因です。
保険医代表 及び保険薬剤師代表	分かりました。
保険医代表 及び保険薬剤師代表	システム改修費とあって挙がっていますが、医療機関には通知がきていて、医療機関には5端末、薬局には1端末というようなお知らせがきています。これに対する費用ということですか。
事 務 局	その費用ではございません。鳥栖市の基幹系のシステムと国保連合会、審査機関ですが、こちらとのシステム連携をさせないといけません。そのシステム改修費用について計上させていただいています。
保険医代表 及び保険薬剤師代表	2ページの接骨院と整骨院の違いを教えてください。大きな問題があったため、アンケート実施をしていると思いますが。

事 務 局	<p>接骨院と整骨院の違いは、よくは分かっておりませんが、いずれも柔道整復師の施術を受けられる機関ということです。</p> <p>接骨院と整骨院の違いは、改めて確認してお知らせしたいと思います。</p> <p>この柔道整復療養についてアンケート実施、啓発のチラシを配布したというのは、全国的にですが、柔道整復療養費について不正が行われているケースが多いということで、佐賀県市町国保と建設国保、医師国保も含めて県全体でアンケート実施や啓発のチラシによって被保険者へ正しい施術の受け方について周知し、医療費適正化を図る取り組みを行っています。</p>
保険医代表 及び保険薬剤師代表	<p>どういう不正があっているか内容が分かれば教えていただきたい。</p>
事 務 局	<p>啓発ということで、接骨院と整骨院にかかれる時に保険証が使える場合と使えない場合というチラシを県全体で配布しています。保険証が使える場合は、けがなどによる打撲、肉離れなどの負傷の原因がはっきりしているものですが、保険証が使えない場合は、疲労や慢性の肩こりなどの内容の啓発チラシとして入れております。</p> <p>アンケートの質問事項に答えていただいて施術所で治療したすべての治療箇所を尋ねています。鳥栖市につきましては、調査対象としてアンケートを出した方が308件、そのうち226件の回答をいただいています。</p>
保険医代表 及び保険薬剤師代表	<p>医療機関には審査支払機関とか国保連合会において審査するところがあるが、整骨院にはないと聞いたのですが、どうでしょうか。資格をどんどんとって、審査なしで、フリーパスでとおってしまう。だから不正がたくさん出てきてしまうという話を聞いたことがあるのですが。</p>
事 務 局	<p>令和元年度7月の保険適用ということで、請求が来ている分について、調査啓発を行っておりまして、保険適用となった分について抽出をさせていただいて、先程のチラシのように間違いなく痛みが発生した部分について原因が起因しているかということ进行调查しています。</p>
被用者保険 等 保 険 者 代 表 委 員	<p>質問に関連してだが、委員が言われたのは審査機関、支払基金とか国保連合会とかの審査機関がないのかというご質問だったと思いますが、柔整も審査会というのがあって国保については国保連合会でやっていたと思います。協会けんぽについては柔整審査委員会というのを設置しており、この中に学識経験者、施術所代表、保険者代表が集まり1か月の療養費の申請書のチェックを行っています。</p>
事 務 局	<p>補足ありがとうございました。</p>
保険医代表 及び保険薬剤師代表	<p>保険給付費について、どんどん下がってきているのですか。今年度はコロナの関係でさらに下がってくるという予測ができますか。</p>

事 務 局	今のところの鳥栖市の国保の令和2年度請求としましては、減ってはいない、むしろ増えているといった印象です。まだ、年間の半分にもなっていませんが、平均で出すと令和元年度の1年分の平均よりも少し高いくらいの請求額になっております。鳥栖市の国保は全市民の17.3%しかおられませんので国保の医療費の動きがすべての医療費の動きになるかどうかは分かりませんが、今のところ令和元年度とそう変わりない状況です。
保険医代表 及び保険薬 剤師代表	日本医師会はずでに何月分かを出しているが、かなり減っています。10%以上だった気がします、国保だけではないと思います。もしかしたら国保は入っていないかもしれません。かなり減っているのは間違いないです。
事 務 局	そういう報道がありましたので、減ってくるのかと思っていましたが、実際は請求額がかなり大きかったので、驚いているところです。少し分析しましたが、入院の方が多くなっている状況であったこともあり、半分も終わっていないので原因究明はできていないですが、今のところ鳥栖市の国保に関しては、保険給付費はそこまで下がっていないという状況です。
保険医代表 及び保険薬 剤師代表	2ページの同じ医療費適正化についてですが、レセプト再点検に関しては3カ月くらいまででそれ以上はなるべく遡ってチェックしないで欲しいと出ていたと思いますが、半年前の返戻が保険者から来ています。これが、実際どうなっているかを知りたいのですが、分かりますか。
事 務 局	レセプト点検については、平成29年度まではそれぞれの市町で業者と契約して実施していましたが、平成30年度から県単位化になりまして県全部の市町国保についてはすべて国保連合会に委託することになっております。国保連合会において点検をしていただいていますので、会議の場等でそういう話が出ているということをお伝えしていきたいと思えます。
被用者保険 等 保険者 代表 委員	新型コロナウイルスに関する話ですが、保険税の減免措置、猶予措置についてどれくらい申込があっているか、どれくらいの金額か、令和2年度の当初予算の保険税収入にどれくらい影響するのか。先ほど保険給付費についてはあまり変わらないという話があったので、逆に税収入が減れば大変きついことになると思うので、そのあたりが一点と、コロナ関係で甲府市とかをみると傷病手当金の制度を活用して、病気で休んでいる方について傷病手当金ということで、休業補償を支給している市町があると聞いています。鳥栖市でそのような制度を利用している方がいれば、どのくらいの件数、金額になるのか教えていただきたい。

事務局	<p>コロナ関係での国保税の減免については、結構な数の申請があつております。件数と金額については8月末でまとめようとしておりましたので、手元に金額と数字がありませんが結構な数の方が申請をされています。また、コロナに関する減免につきましては、全額国が助成をするということになっております。申請をされた方について、減収となった分については国から補助されるということになっておりますが、申請されていない方でもコロナが影響して収入が減って支払ができない、申請もしていないという方が増えてきますと、大変な状況になるのではないかと考えています。</p> <p>令和2年度の予算については、コロナ関係は考えずに組んでいますので、そういう事が影響してきますと大変厳しい状況になると思っています。先ほどから説明していますが、5,700万円の余剰金がありますので、それを今後の国保税の抑制財源として考えていきたいと思っておりましたが、そういった余剰財源を蓄えておいてもしもの時に使っていかなければならないと考えております。</p> <p>傷病手当金については、県内全市町が新たに創設しております、まだどこも歳出していない状況でしたけれども、対象者と思われる方からの問い合わせがあつております。</p>
会長	<p>ほかに、ご意見はございませんか。</p> <p>ないようですので、次に議題「(3) その他 県内 20 市町で協議していることについて」、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「(3) その他 県内 20 市町で協議していることについて」説明</p>
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました、「(3) その他 県内 20 市町で協議していることについて」、どなたか、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
会長	<p>その他、全体を通して、委員の方から何かございませんでしょうか。</p> <p>なければ、これで、議事を終了したいと思います。皆様のご協力、ありがとうございました。</p>